

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 関口博ほか40名

被告 国

証拠説明書

(甲83～84号証)

2019年(令和元年)12月2日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 水 永 誠 二

同 瀬 川 宏 貴

同 出 口 か お り

同 小 峰 将 太 郎

甲 号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立 証 趣 旨
83	「EU一般データ保護規則」(抜粋)	写 宮下紘	H30.5.25	EU一般データ保護規則において、独立した監督機関の設置が義務づけられているが、当該機関には、プライバシーの利用範囲の拡大権限は一切存在しないこと等

84	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(抜粋)	写し	内閣	平成24年の第180回国会に提出された番号法の旧法案では、特定個人情報の提供禁止の例外のひとつとして、「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査」を挙げていた(当時の17条11号)が、この法案が廃案となった後、現在の法律には、旧法案に存在した「若しくは租税に関する調査」の部分が削除されていること等
----	--	----	----	---